

Q&A ダブルボード用カリキュラム制（単位制）研修について

ダブルボード用カリキュラム制（単位制）での研修の例

例1 内科・外科・総合診療（研修期間3年）との研修例1

卒後年数	1	2	3	4	5	6	7	8
	初期臨床研修		他科専門研修 (内科・外科・総合診療の研修)			救急科専門研修		
		他科 プロ 専攻 医 登 録			救急 科 カ リ 専 攻 医 登 録	他科 専 門 医 取 得		救急 科 専 門 医 試 験

例2 内科・外科・総合診療（研修期間3年）との研修例2

※救急科専門研修を中断して、他科専門研修を行う場合、他科専門研修修了後に1年（12単位）以上の救急科専門研修を必要とする

卒後年数	1	2	3	4	5	6	7	8
	初期臨床研修		救急科 専門研修	他科専門研修 (内科・外科・総合診療の研修)			救急科 専門研修	
		救急 科 プロ 専攻 医 登 録	他科 プロ 専攻 医 登 録			救急 科 カ リ 専 攻 医 登 録	他科 専 門 医 取 得	救急 科 専 門 医 試 験

※他科専門研修について、研修期間が3年でない場合もあります。（例：整形外科は3年9カ月）

例3 整形外科（研修期間3年9カ月）との研修例1

卒後年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	初期臨床研修		整形外科専門研修（3年9カ月）				救急科専門研修		
		整形 外科 プロ 専攻 医登 録				救 急 科 カ リ 専 攻 医 登 録	1 月 整 形 外 科 専 門 医 試 取 得	4 月 整 形 外 科 専 門 医 試 取 得	救 急 科 専 門 医 試 験

例4 整形外科（研修期間3年9カ月）との研修例2

卒後年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	初期臨床研修		救急科 専門研修	整形外科専門研修（3年9カ月）				救急科 専門研修		
		救 急 科 プ ロ 専 攻 医 登 録	整 形 外 科 プ ロ 専 攻 医 登 録				救 急 科 カ リ 専 攻 医 登 録	1 月 整 形 外 科 専 門 医 試 取 得	4 月 整 形 外 科 専 門 医 試 取 得	救 急 科 専 門 医 試 験

Q2-1 指定する他科基本領域専門医を取得していますが、日本専門医機構認定ではありません。この場合もダブルボード用カリキュラム制（単位制）の研修として12単位付与してもらえますか

⇒いいえ、日本専門医機構認定の専門医でない場合は、ダブルボード用カリキュラム制（単位制）での研修の対象外ですので、12単位の付与はされません。

Q2-2 指定する他科基本領域専門医を取得している場合、救急科専攻医の専門研修期間は通算24単位以上で専門医取得が可能であるとのことですが、基幹施設・連携施設での研修期間の割合に規定はありますか

⇒いいえ、基幹施設（または、連携施設）で〇カ月の勤務が必須という規定はありません。

▼ダブルボード用カリキュラム制（単位制）での研修例

例1) 基幹施設に救急専従で2年（24単位）

- 例 2) 基幹施設に救急専従で 1 年 (12 単位) + 連携施設に救急専従で 1 年 (12 単位) = 24 単位
- 例 3) 基幹施設に救急専従で 6 ヶ月 (6 単位) + 連携施設に救急専従で 1 年 6 ヶ月 (18 単位) = 24 単位
- 例 4) 連携施設に救急専従で 2 年 (24 単位)
- 例 5) 基幹施設に救急専従で 1 年 (12 単位) + 基幹施設に週 30 時間の非フルタイムの救急部門勤務で 1 年 3 か月 (0.8 単位×15 ヶ月=12 単位) = 2 年 3 ヶ月で 24 単位
- 例 6) 連携施設に救急専従で 1 年 (12 単位) + 連携施設に週 25 時間の非フルタイムの救急部門勤務で 1 年 8 ヶ月 (0.6 単位×20 ヶ月=12 単位) = 24 単位
- 例 7) 基幹施設に救急専従で 1 年 6 ヶ月 (18 単位) + 連携施設に週 31 時間以上の非救急専従で 1 年 (0.5 単位×12 ヶ月=6 単位) = 2 年 6 ヶ月で 24 単位

Q2-3 ダブルボード用カリキュラム制 (単位制) で救急科の専門研修を 2 年で修了予定だったのですが、救急専従していない月が 1 か月あり 23.5 単位なのですがどうすればよいですか
⇒24 単位取得できるまで研修期間を延長してください。プログラム統括責任者に今後の研修予定をシステムに入力してもらってください。

研修期間を延長するにあたり、日本専門医機構および日本救急医学会への連絡は不要です。研修修了要件を満たしましたら、専門医新規申請をしてください。(3 月末までに研修要件を満たすことによりその年の審査に申請できますので、4 月末日に研修要件を満たす場合には、専門医新規申請は翌年となります)

Q2-4 指定する機構認定の専門医を取得済みでダブルボード用カリキュラム制 (単位制) で研修中だったのですが、出産育児のため研修を休止したいのですがどうすればよいですか
⇒ダブルボード用研修では休止制度はありませんので、24 単位が取得できるまで研修期間を延長してください。プログラム統括責任者に今後の研修予定をシステムに入力してもらってください。

研修期間を延長するにあたり、日本専門医機構および日本救急医学会への連絡は不要です。研修修了要件を満たしましたら、専門医新規申請をしてください (3 月末までに研修要件を満たすことによりその年の審査に申請できますので、4 月末日に研修要件を満たす場合には、専門医新規申請は翌年となります)

Q2-5 指定する他科基本領域専門研修修了後の専門医試験で不合格となりました。どうすればよいですか

⇒指定する他科基本領域専門研修に引き続き救急科の専門研修を行っている場合には、ダブルボード用カリキュラム制 (単位制) 研修は適用されませんので、通常の 36 単位の研修を行ってください。日本専門医機構および日本救急医学会への連絡は不要です。

研修修了要件を満たしましたら、専門医新規申請をしてください。

(救急科のカリキュラム制(単位制)研修の開始した年の年度末(3月31日)までに指定する他科専門医を取得している場合に、ダブルボード用カリキュラム制(単位制)研修の対象となります。)

Q2-6 指定する他科基本領域専門医を救急科のカリキュラム制(単位制)研修の開始した年の年度末(3月31日)まで取得していることはどう証明すればよいですか

⇒救急科専門医新規申請時に他科専門医認定証の写し(コピー)を提出していただきます。日本専門医機構認定の専門医であること、指定する他科専門医であること、決められた年限に取得していることを確認します

Q2-7 指定する他科基本領域専門医研修中の経験症例は登録することができますか

⇒初期臨床研修等も含め救急科専門研修以外での経験症例については下記2点を満たしていれば、最大12例まで登録することができます。

- ・救急科領域の基幹施設または連携施設で経験した診療実績であること
- ・専攻医が登録している救急科領域プログラムのプログラム統括責任者の承認があること

Q2-8 「救急科専門医受験申請時において、指定する日本専門医機構認定他科専門医を「カリキュラム制(単位制)」の研修を開始した年の年度末(3月31日)までに取得している場合には12単位を付与する」とありますが、他科専門医研修中について救急専従していなくても12単位付与されますか

⇒はい。

Q2-9 指定する機構認定の専門医を過去に取得済みです。ダブルボード用カリキュラム制(単位制)で研修の対象になりますか。

⇒はい。指定する機構認定専門医の研修と研修期間が連続していなくても、対象となります。